

各障害福祉サービス等事業者様

栃木県保健福祉部障害福祉課福祉サービス事業担当

前年度実績等に基づく介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の提出について

本県の障害福祉行政につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、介護給付費等算定に関し、前年度の実績に基づき決定される報酬区分や加算がありますので、下記により必要書類の提出をお願いします。

記

1 対象サービス・施設

居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
療養介護	生活介護	短期入所	施設入所支援
自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援

- ※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、特定事業所加算を継続して算定し、又は新たに算定しようとする場合は必ず提出して下さい。
- ※ 短期入所については、前年度の実績に基づき決定される報酬区分や加算はありませんが、併設（本体）施設の報酬区分や加算等に影響があるため、提出をお願いします。
- ※ 重度障害者等包括支援、地域定着支援については、前年度の実績に基づき決定される報酬区分や加算はないため、提出不要です。

2 提出書類

別紙のとおり

3 適用開始日

令和5(2023)年4月1日(土)

- ※ 前年度実績に基づく報酬区分・加算（体制等状況一覧表の着色部分に限る。）について、4の提出期限までに提出されたものを遡及適用します。
- ※ 前年度実績に基づく報酬区分・加算以外の項目については、前月15日以前に届出がなされた場合には翌月から、16日以降に届出がなされた場合には翌々月から、算定開始となります。

4 提出期限

令和5(2023)年4月14日(金) ※必着

5 提出方法

栃木県保健福祉部障害福祉課福祉サービス事業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20）宛て封筒に「前年度実績に基づく届出」と朱書の上、郵送により提出してください。

- ※ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等事業者で、宇都宮市内又は栃木市内に所在する事業所分については、県への届出は不要です。

6 届出書作成に当たっての留意事項

【 共 通 】

- ・別紙「前年度実績に基づく報酬区分・加算等算定に係る体制等に関する届出書類一覧兼チェックリスト」における「○」は提出必須書類、「△」は令和4年度に加算を取得する場合のみ要提出書類となります。
- ・また、報酬区分・加算内容に変更がある場合には、特記事項欄に、変更内容についても記入してください。
- ・多機能型事業所や障害者支援施設においては、該当するサービス全てについて、届出を行ってください。

【 就労移行支援、就労定着支援 】

- ・基本報酬の算定区分の根拠資料として、就労定着者又は就労継続者に係る下記資料のうち、いずれかを提出してください。

- ・雇用契約書の写し
- ・労働条件通知書の写し
- ・雇用契約証明書の写し
- ・事業者が、企業に訪問等して就労定着者の状況を確認し、その内容を記録した書面（様式は任意。事業者の記名、捺印をしてください。）

【 共同生活援助 】

- ・「参考① 平均利用者数算定シート」の作成に当たり、複数の住居がある場合には、総じて（全ての住居をまとめて）計算してください。
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を継続して算定し、又は新たに算定しようとする場合には、「参考① 平均利用者数算定シート」に加えて、「参考①GH 住居別 平均利用者数算定シート」を作成してください。

※令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬の算定については、別添資料をご参照ください。

障害福祉課
福祉サービス事業担当
TEL : 028-623-3059